

企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について

平成15年4月9日

公正取引委員会

改定 平成18年1月 4日

改定 平成18年5月 1日

改定 平成19年3月28日

改定 平成19年10月15日

改定 平成21年1月 5日

政府は、過剰債務企業が抱える優良な経営資源の再生と過剰供給構造の解消を図るため、「企業・産業再生に関する基本指針」(平成14年12月19日 産業再生・雇用対策戦略本部決定)を定め、企業・産業再生のためにあらゆる政策手段を整合性のある形で採ることとしている。

平成15年法律第26号による改正後の産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号)は、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」、「事業再構築計画」等による企業・産業再生に対して支援措置を講じることとしている。同法に基づく計画のうち、これらの3種類の計画は過剰供給構造の解消が共通の考え方となっている。企業・産業再生が現下の重要課題であり、特に迅速な対処が求められていることにかんがみ、また、企業・産業再生に係る事案については、過剰供給構造の解消のために企業結合が用いられるものが多いと考えられることも考慮して、企業・産業再生に係る事案に関する企業結合審査について、次の対応を採ることとした。

(注1) 過剰供給構造の解消は、製品差別化の進んでいない商品や設備能力が競争上重要な要素となる産業について課題となっていることが多いと考えられ、この場合、そうではない場合と比べて、市場シェアが小さい事業者であっても、供給余力があれば有効な牽制力を有する競争者として機能し得ると考えられる。

1 審査の一層の迅速化

(1) 産業活力再生特別措置法に基づく「共同事業再編計画」等の認定の申請をした企業結合計画又はその申請をしようとする企業結合計画(以下「産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画」という。)のうち、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」及び「事業再構築計画」に関するものについて、その旨を明らかにして事前相談があった場合であって、次のア～ウの迅速審査類型のいずれかに該当することを疎明する資料が提出された場合には、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」(平成14年12月11日公正取引委員会)に規定する第1次審査の開始の日から原則として15日以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)上問題がない旨又は更に第2次審査が必要な旨を当事会社(企業結合を計画している

者をいい、独占禁止法第13条に規定する役員又は従業員及び同法第14条に規定する会社以外の者を含む。以下同じ。)に通知する。

(注2)事前相談前の照会、事前相談の申出等については、以下で特に記載のない限り、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」(平成14年12月11日公正取引委員会)に、また、当該企業結合計画の独占禁止法上の判断については、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(平成16年5月31日公正取引委員会)による。

(注3)市場シェアの算定の前提となる一定の取引分野の画定のために相当の調査が必要であるときや関係事業者の協力が得られないときなど例外的に15日以内に独占禁止法上問題がない旨を当事会社に通知できない場合があり得るが、その場合であっても、必ず第2次審査を行うというものではない。また、後記ア～ウのいずれかに該当しない企業結合計画は、独占禁止法に違反するおそれがある、あるいは必ず第2次審査を行うというものではない。

(注4)企業結合計画において複数の一定の取引分野が対象となる場合(例えば、当事会社が複数の商品について競合している場合など)は、それぞれの一定の取引分野ごとに後記ア～ウのいずれかに該当するか否かを判断する。

ア 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4-1(3)に該当する場合

イ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第4-2(8)イに該当する場合

ウ 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第5-1(3)に該当する場合

(2) 産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画について事前相談をする前であっても、当事会社からの照会に応じ、当該企業結合に係る一定の取引分野を画定するに当たっての基本的な考え方、市場シェア及びハーフィンダール・ハーシュマン指数(以下「HHI」という。)を算定すべき商品又は役務の範囲、市場シェア及びHHIを算定する際の指標(販売数量、販売金額等)の選択や用いる統計資料の選択等の提出資料の作成方法について教示する(照会先は、別紙事前相談の受付窓口)。

(3) 産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画のうち、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」及び「事業再構築計画」に関するものについて、事前相談がされることなく独占禁止法第15条等の規定に基づく届出(以下単に「届出」という。)が行われた場合であっても、前記(1)ア～ウのいずれかに該当するものであるときは、前記(1)に準じて審査を行う。ただし、産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画であることを明らかにしていない場合及び前記(1)ア～ウのいずれかに該当することを疎明する資料が添付されていない場合は、この限りでない。

(4) 産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画について、その旨を明らかにして事前相談があった場合であっても、前記(1)ア～ウのいずれにも該当しないが、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」に基づき当事会社が提出した資料や、産業活力再生特別措

置法第 15 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が公正取引委員会に提出した意見等を勘案した上で、新規参入や輸入の増加等が見込まれることにより、あるいは当事会社が講じる旨申し出た事業譲渡、当事会社グループ内の会社の株式の処分等の措置により、前記(1)ア～ウのいずれかに該当する蓋然性が認められる場合は、できる限り速やかに独占禁止法上問題がない旨又は更に第 2 次審査が必要な旨を当事会社に通知する。

- (5) 第 2 次審査を行うこととした企業結合計画については、当事会社が、第 2 次審査を行うために必要と判断される具体的な資料を提出した日から、原則として 90 日以内で、かつ、できる限り早期に審査を終え、審査結果について当事会社に文書で回答するとともに、公表する。

なお、第 2 次審査を行うこととした企業結合計画について、当事会社が事業譲渡等の措置を講じる旨申し出た場合であって、当該措置により、独占禁止法上の問題が解消されると認められる場合は、できる限り速やかに独占禁止法上問題がない旨を当事会社に通知する。

2 待機期間の短縮

- (1) 産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画のうち、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」及び「事業再構築計画」に関するものであって、事前相談において独占禁止法上問題がないものとされたものについて、その内容と同じ内容の届出が行われた場合、原則として、当事会社の求めに応じて、独占禁止法第 15 条第 5 項（同法第 15 条の 2 第 7 項及び第 16 条第 6 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の期間を短縮する（7 日間とすることを限度とする。）。

（注 5）当該企業結合に係る事前相談において独占禁止法上問題がない旨回答した後に、その回答の基礎となった事実が著しく変化した場合は、独占禁止法第 15 条第 5 項の期間を短縮しないことがある。

- (2) 産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画のうち、「共同事業再編計画」、「経営資源再活用計画」及び「事業再構築計画」に関するものについて、事前相談がされることなく届出が行われた場合において、独占禁止法上問題がないと認められるときは、原則として、当事会社の求めに応じて、独占禁止法第 15 条第 5 項の期間を短縮する（15 日間とすることを限度とする。）。

3 審査結果の公表

産業活力再生特別措置法に係る企業結合計画であって、その旨を明らかにして事前相談がされたものについては、第 2 次審査を行ったものの審査結果を公表するほか、前記 1 (1) ア～ウのいずれにも該当しないが第 2 次審査に至る前に独占禁止法上問題がないものと判断したものうち、他の事業者の参考となるものについても、当事会社の同意を得て、審査結果を公表する。

企業・産業再生に係る事案に関する事前相談窓口

公正取引委員会事務総局 経済取引局企業結合課 企業・産業再生案件特別チーム	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	TEL: (03) 3581-1803 (直通) FAX: (03) 3581-5771
---	--	---